

# 熊本市職員（医師） 採用選考試験案内

令和7年10月24日

熊本市総務局行政管理部人事課

## 1 職種、採用予定人員及び職務の概要

| 区 分    | 職 種   | 採用予定人数                      | 職 務 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公衆衛生医師 | 医 師 職 | 1 名 程 度                     | <p>区役所・保健所・児童相談所等の公衆衛生医師として、従事していただきます。従事していただく業務の例としては、次のようなものがあります。</p> <p>(1) 幼児健診の診察<br/>(2) 乳児健診の健診票の確認・判定<br/>(3) 育児相談、健康相談対応<br/>(4) 保健所業務<br/>(5) 要保護児童・保護者等への対応<br/>(6) 児童相談活動等の企画実践<br/>(7) 発達障がい児の診断・支援 など</p> <p>※必要な研修への派遣も考慮します。<br/>※産業医資格をお持ちの方には、本庁舎等で産業医をお願いする場合があります。</p>                                       |
| 産 業 医  | 医 師 職 | -<br>※募集人数に達したため、受付を終了しました。 | <p>本庁舎等で労働安全衛生法に基づく以下のような産業医の業務に従事していただきます。従事していただく業務の例としては、次のようなものがあります。</p> <p>(1) 安全衛生委員会出席及び職場巡視<br/>(2) 健康診断等の管理及び結果に基づく就業判定<br/>(3) 長時間労働者等に対する面接指導<br/>(4) ストレスチェック高ストレス者への面接指導<br/>(5) 作業環境の維持管理<br/>(6) 作業管理<br/>(7) 上記以外の職員の健康管理<br/>(8) 健康教育、健康相談、職員の健康の保持増進措置・衛生教育<br/>(9) 休職者及び復職者の支援 など</p> <p>※必要な研修への派遣も考慮します。</p> |

## 2 採用予定日

随時（調整のうえ決定します）

### 3 応募資格

| 試験職種   | 提出書類                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公衆衛生医師 | 採用日以後の最初の3月31日において65歳以下の方で、医師免許取得者。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方にあつては、臨床研修を修了した方（見込みを含む。）とします。 |
| 産業医    | 採用日以後の最初の3月31日において65歳以下の方で、医師免許及び産業医資格取得者。                                               |

※ 次のいずれかに該当する方が受験できます。

- ・ 日本国籍を有する方
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ ただし、次の地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 選考試験の方法及び内容

書類審査（申込書、医師免許の写し等）の上、次のとおり選考を行います。

| 試験種目（配点）       | 内容                                                      | 時間       |
|----------------|---------------------------------------------------------|----------|
| 口述試験<br>（100点） | 個別面接方式により高度の専門職としての知識、能力等を評価します。また、行政職員としての適性について評価します。 | 約20分～30分 |

※受験申込みの際に提出する申込書等を参考に口述試験を行います。

※合格者は得点の高い順に決定します。ただし、得点が基準点（配点の60%に相当する得点）に達しなかった場合は不合格となります。

※口述試験は日本語で行います。

### 5 応募手続

| 試験職種   | 提出書類                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公衆衛生医師 | (1) 採用選考試験申込書（医師）<br>(2) 医師免許証の写し（A4版）                                                    |
| 産業医    | (1) 採用選考試験申込書（医師）<br>(2) 医師免許証の写し（A4版）<br>(3) 産業医の資格（労働安全衛生法第13条第2項の要件に該当）を有することが分かるものの写し |

※採用選考試験申込書は、熊本市のホームページよりダウンロードできます。

※応募書類受領後、面接試験の日程等を調整させていただきます。

※提出された書類の返却は行いません。

※産業医の資格についてご不明な点がございましたら、人事課までお尋ねください。

## 6 応募期間

随時（採用者決定後終了します。）

## 7 外国籍職員の担当業務等について

外国籍の方が受験を希望される場合は、次の事項を確認してください。

「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、熊本市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

### （１）公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や事由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

### （２）公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「熊本市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職、及び本市の基本政策の決定に携わる主査以上の職（基本計画の策定、予算査定、組織、人事、労務管理等）が該当します。

### （３）昇任について

外国籍の職員についても、上記の公務員の基本原則にあたらぬポストであれば、就くことができます。そのため、スタッフ職である総括審議員（局長級）までの昇任が可能となります。

## 8 合格から採用まで

- （１）受験資格がないことや、受験申込書類に虚偽又は不正があることが明らかになった場合は、採用を取り消すことがあります。
- （２）日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

## 9 勤務条件等

### （１）勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（休憩時間 正午～午後１時）

### （２）休日・休暇

週休２日制。休暇は、１年間に２０日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、忌引休暇、夏期休暇等があります。

### （３）給与

給与は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給されます。

#### 【参考例】

| 初期臨床研修<br>修了からの年数 | 年収概算金額（地域手当、特殊勤務手当、<br>初任給調整手当、期末・勤勉手当含む） |
|-------------------|-------------------------------------------|
| １年目               | １０，３８８千円                                  |
| １０年目              | １２，７９９千円                                  |
| １５年目              | １３，３６５千円                                  |
| ２０年目              | １４，６７１千円                                  |

※大学卒業直後に医師免許を取得し、遅滞なく初期臨床研修を修了している場合の例です。

※上記金額は令和６年１２月１日時点の条例に基づいて算定しているため、条例や規則などの改正により金額が変動する可能性があります。

※２０年目の金額は、医療職３級として採用された場合の例です。

### （４）年金・健康保険等

熊本県市町村職員共済組合に加入することになります。

## 10 この選考試験に関する応募、照会先

熊本市総務局行政管理部人事課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話：096-328-2149

メール：[jinji@city.kumamoto.lg.jp](mailto:jinji@city.kumamoto.lg.jp)